

代理店申込書

☐ 裏面の『代理店業務委託同意事項』に同意の上、代理店を申込します。

西暦 年 月 日

商 号	フリガナ		代表者名	フリガナ	
本 店 住 所	〒				
連 絡 先	担当部署		担当者名		
	電話番号		FAX 番号		
メールアドレス	@				
法 人 番 号					
賃貸住宅管理業者番号				☐ 登 録 無 し	
宅地建物取引業者番号				☐ 登 録 無 し	
インボイス登録番号				☐ 登 録 無 し	
営 業 時 間	～		定 休 日		
資 本 金	円	社 員 数	人		
入 金 管 理 戸 数	戸	専 任 媒 介 戸 数 (幹 旋 管 理)	戸		
年 間 成 約 件 数	件	年 間 利 用 件 数 (見 込 み)	件		

店舗（営業所）①	名 称		担当者名	
	住 所		電話番号	
			FAX 番号	
店舗（営業所）②	名 称		担当者名	
	住 所		電話番号	
			FAX 番号	
店舗（営業所）③	名 称		担当者名	
	住 所		電話番号	
			FAX 番号	
店舗（営業所）④	名 称		担当者名	
	住 所		電話番号	
			FAX 番号	

代理店業務委託同意事項

株式会社アセス信用保証（以下「甲」とする）と表面記載の代理店申込者（以下「乙」とする）は、甲が賃借人と締結する保証委託契約ならびに賃貸人と締結する賃貸保証契約に関し、以下の通り代理店業務委託事項に同意する（以下「本委託業務」という）。

第1条（委託業務内容）

1. 甲は、甲が提供する賃貸保証サービス（以下「本サービス」という）に関して、以下の業務を乙に委託するものとし、乙はこれを受託するものとする。
 - （1）本サービスの利用促進のための提案、保証内容等の説明。
 - （2）本サービスの申込受付（賃借人からの審査依頼に関する事務を含む）。
 - （3）本サービスに関する契約書及び付属書類の作成。
 - （4）本サービスに関する契約の締結、更新及び解約の支援。
 - （5）保証料の受領及び保管、並びに甲への支払。
 - （6）その他、本サービスに関わる事項で甲が依頼した業務。
2. 乙は、甲が提供する本サービスについて、その円滑な実施のために合理的に必要な協力を行うものとする。

第2条（本委託業務の期間・解除）

本委託業務の期間は、本申込日から1年間とし、期間満了の2ヶ月前までに甲と乙の異議がない場合、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（保証料）

乙は、前条第1項（5）の定めに基づき賃借人から受領した保証料のうち、当月1日から同月末日までの間に開始された本サービスの保証料を翌月25日に甲に対して、甲の指定する方法で支払うものとする。

なお、乙は賃借人から保証料を受領した後、甲への支払いまでの間、保証料を善良なる管理者の注意義務をもって保管し、他の目的に流用しないものとする。

第4条（委託業務事務手数料）

1. 甲は、委託業務の対価として、乙に対し委託業務事務手数料を支払うものとし、その金額は初回保証料の10%（税込）相当額とします。
 2. 甲は、第3条に基づき乙から受領する、当月1日から同月末日までの間に開始された本サービスの保証料に対する事務手数料を、翌月25日に乙に対して、乙の指定する方法で支払うものとする。
- なお、その支払い方法については、別途甲乙間で協議のうえ定めるものとします。
3. 甲と賃借人との間で締結される保証委託契約の更新時については、甲は乙に対し事務手数料を支払いません。

第5条（契約の成立時期）

1. 本サービスに関し、甲と賃借人との間で締結される保証委託契約は、甲が乙に対して承認番号を通知したことをもって成立するものとする。
2. 乙は、甲と賃借人との保証委託契約の締結を代理するに際し、当該契約の成立時期が前項の時点となる旨の条項を定めるものとする。

第6条（個人情報保護）

甲ならびに乙は、甲が行う保証委託契約ならびに賃貸保証契約のために知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱規定」に従い、適切に取り扱います。

第7条（遵守事項）

1. 甲ならびに乙は、本委託業務における当事者たる地位及び一切の権利義務を、第三者に譲渡・承継・質入等担保に供してはならないものとする。

2. 甲ならびに乙は、本委託業務の履行に際し、宅地建物取引業法その他関係法令等を遵守するものとします。

第8条（秘密保持）

甲ならびに乙は、本委託業務の履行に際して知り得た相手方に関する情報を秘密として保持し、相手方の許可無く、本委託業務履行の目的外に利用せず、他に開示、漏洩しないものとします。

第9条（損害の賠償）

1. 甲ならびに乙は、本委託業務の履行または不履行により相手方に損害を与えた場合、その直接目付通常の損害を賠償するものとします。
 2. 前項の規定に関わらず、乙の虚偽報告に起因して、甲が賃貸人または賃借人との間で、本サービスに関わる契約を締結し、甲に何らかの義務や損害が発生した場合、乙は甲に代わって当該義務を履行し、当該損害の一切を賠償しなければなりません。この場合、乙は、甲に過失があったことをもって、その責任を免れることは出来ません。
 3. 甲は、第3条に定める保証料の支払い、または第1条第1項（4）の契約書等書類の提出を確認できないことを理由として、本サービスに関する賃貸人に対する義務を履行しない場合があります。
- かかる義務の不履行に関して、甲が賃貸人から責任を問われた時、乙は甲に代わって賃貸人の損害を賠償する責任を負担し、甲を免責するものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲ならびに乙は、自らまたはその関係会社及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本委託業務の委託を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力を実質的に経営に関与させていると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。
2. 甲ならびに乙は、反社会的勢力による不当要求または業務妨害（以下、「不当介入」という）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに相手方にこれを報告し、捜査機関への通報・報告に必要な協力を行うものとする。
3. 甲ならびに乙が正当な理由なく前項に違反した場合、相手方は何らの催告を要せずに、本委託業務の委託を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により本委託業務の委託が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。
5. 第3項の規定により本委託業務の委託が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行いません。

第11条（誠実協議）

本同意事項に定めのない事項または本同意事項に関し疑義が生じた場合については、信義誠実の原則をもって協議のうえ、これを解決するものとします。